

村規約と〈生活改善規約〉 滋賀における「生活改善規約」の変遷

吉村 風 (国立国会図書館)

滋賀県では、各集落に「生活改善規約」と呼ばれる規約が作られ、集落内の祭礼や住民の冠婚葬祭といった民俗事象について、自治組織が規制を設けていることが読み取れる。

この生活改善規約について、70 回年会 (2018 年度)「二つの生活改善と民俗」として生活改善について、政府や当局が主体となって行った「生活改善運動」と、そこから発展し村落自治や運営のための民俗事象となった〈生活改善〉の二つがあることを示し、〈生活改善〉が時代時代の状況に応じてずっとアップデートされてきた問題であると発表を行った。

今回はそれをさらに発展させ、各集落で作成されている「字誌」(郷土誌)を中心に、滋賀県内における「生活改善規約」の全体像を把握し、「生活改善規約」という名称がいつ頃より発生したか、特に、生活改善規約の対象となる民俗事象の変遷を明らかにし、村規約・節儉規約との関係性や農山漁村経済更生運動との関係性を確認したい。

滋賀における「生活改善規約」とは、各集落の自治組織が作成する規約で、主に集落内の祭礼・冠婚葬祭について、行事の頻度や廃止、参加者の制限、食事や贈答品について規制をするものとなっている。集落の自治組織運営の規則である、「自治規約」とは別に定められ、集落によっては何年かに一回、定期的に見直しが行われる。また、一度制定された後、規制が守られなくなった・現状とあわなくなったなどの理由により再度改正されることも多い。

生活改善について、従来、指摘されているのは、大正期の生活改善同盟会や戦後の生活改善運動の虚礼廃止の影響である。

しかし、滋賀における「生活改善規約」は、上記の官製あるいは半官半民の運動で作成された規約とは、規制の対象や記載の形式に隔たりがあり、

- ・その地域のみで使用されている民俗語彙が多用されている。
- ・規制のレベルが非常にローカルなものとなっている。
- ・冠婚葬祭、特に葬送儀礼の振舞いや贈答についての規制が中心となっている

ことなどから、独自の発展を遂げたものと考えられる。

特に昭和 16 (1941) 年の「栗見村冠婚葬祭新様式要項」(東近江市)のように、昭和 7 (1932) 年の農山漁村経済更生運動などで作成された規約と類似が見られる規約もわずかにあるが、大多数の規約は明治期あるいはそれ以前の村規約・節儉規約の影響を受けて、作成されたものと考えられる。

また敏満寺(多賀町)や八条(長浜市)など、地域によっては、

- ・正月のオコナイ行事と結びつき、神事後、区長より読み上げられる。
- ・初総会のあと区長より一年間守られているかの確認が行われる。

など、村掟・村規約と共通する周知・確認が行われている集落があることも、このことを裏付けるものとする。